

高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市内に所有し、かつ、自らが居住する住宅に、太陽光発電設備(自家消費型)及び蓄電池(以下「自家消費型住宅用太陽光発電設備等」という。)を一体的に導入し、かつ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく、固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しない市民に対して、その経費の一部を補助することにより、家庭部門での温室効果ガス排出量の削減を促進することを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 市長は、予算の範囲内において、次に掲げる要件の全てを満たす市民に対し、自家消費型住宅用太陽光発電設備等の導入に要する経費の一部を補助金として交付するものとする。

(1)自ら高砂市内に所有し、かつ、自らが居住する住宅(共同住宅及び店舗兼住宅を除く。)に、市長が別に定める期間内に、新たに自家消費型住宅用太陽光発電設備等(自作品、リース品及び中古品を除く。)を導入する者であること。

(2)再エネ特措法に基づくFIT及びFIP制度の認定を取得しない者であること。

(3)自家消費型住宅用太陽光発電設備等で発電した電力量の30パーセント以上を、当該設備等を設置した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。

(4)市税及び県税を滞納していない者であること。

(5)高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

2 補助金の交付は、同一の住宅及び同一の世帯につき、1回限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱により補助金の交付を受けた者に対しては、補助金を交付しない。

4 この要綱により補助金の交付を受けた者に対しては、高砂市家庭用蓄電池システム等設置補助金交付要綱に基づく補助金を交付しない。

(補助金の交付の要件等)

第3条 補助金の交付の要件(以下「補助要件」という。)、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付申請書(様式第1号)に別表第3に定める書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要な調査を行うものとする。この場合においては、市長は、必要に応じて当該申請をした者(以下「申請者」という。)等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、同項の規定による通知において条件を付けることができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条第2項の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、同項の決定の内容又は同条第3項に規定する条件に不服があるときは、同条第2項の規定による通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該取下げに係る前条第2項の決定はなかったものとみなす。

(着手の届出)

第7条 市長は、交付決定者が第5条第2項の決定を受けた自家消費型住宅用太陽光発電設備等の工事(以下「補助工事」という。)に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(補助金額の変更)

第8条 交付決定者は、第5条第2項の規定により通知された金額の変更を行おうとするときは、あらかじめ高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更交付申請書(様式第3号)に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、当該変更申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該変更申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該変更申請をした者に通知するものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による通知をする場合について準用する。

(補助工事の中止又は廃止)

第9条 交付決定者は、補助工事の中止又は廃止を行おうとするときは、あらかじめ、高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助工事中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止又は廃止の申請があった場合において、申請事項を承認す

べきものと認めるときは、その旨を高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助工事中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、当該中止又は廃止の申請をした者に通知するものとする。

(補助工事の遂行状況報告等)

第10条 交付決定者は、市長から補助工事の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 交付決定者は、補助工事が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助工事の遂行が困難となった場合は、速やかに高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助工事遂行困難状況報告書(様式第7号)を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助工事の完了の届出)

第11条 市長は、交付決定者が補助工事を完了したときは、その旨を速やかに届け出るよう求めることができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助工事を完了したとき(第9条第2項の規定により補助工事の廃止の承認を受けたときを含む。)は、高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金実績報告書(様式第8号)に別表第3に定める書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、当該実績報告に係る工事の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該内容及び条件に適合させるための措置をとるべきことを当該実績報告をした交付決定者に命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に準じて実績報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、第12条及び前条第3項の規定による実績報告があった場合において、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該実績報告に係る工事の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金確定通知書(様式第9号)により当該実績報告をした交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後、交付決定者から高砂市自家

消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金請求書(様式第10号)の提出があったときは、当該提出をした交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)虚偽の申請により補助金を受けたとき。

(2)関係法令及びこの要綱に違反したとき。

(3)その他市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該取消しに係る交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(成果品の管理)

第18条 交付決定者は、善良な管理者の注意をもって補助工事に係る自家消費型住宅用太陽光発電設備等(以下「成果品」という。)を管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、次条第1項に規定する期間内に、天変地異その他交付決定者の責めに帰すことのできない理由により当該成果品が損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助工事完了の翌年度の4月1日から蓄電池システムにあつては6年、太陽光発電システムにあつては17年を超えない期間内において、これらのシステムを処分しようとする者は、あらかじめ高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金財産処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請をした者が同項に規定する承認を受けて同項に規定するシステムを処分するときは、その者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

3 市長は、第1項に規定する承認を行うときは、同項の規定による申請をした者に対し、高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金財産処分承認通知書(様式第13号)に市長が必要と認める書類を添えて、通知するものとする。

(交付の条件)

第20条 申請者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、適正化法施行令、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによること。

(2)補助金申請者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(協力事項)

第21条 交付決定者は、市長から補助工事の成果品に関するデータの提供又は市が実施する地球温暖化対策に協力を求められた場合は、その指示に従わなければならない。

(J-クレジット制度への登録の制限)

第22条 交付決定者は、補助工事により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助要件	内容
補助事業の対象となる経費	<p>次の要件に該当する太陽光発電設備(自家消費型)と、当該設備によって発電した電気を蓄電する蓄電池の購入費用及びその設置に係る工事費用(それぞれ単体での導入は、補助対象外とする。)</p> <p>(共通事項)</p> <p>(1) 整備する自家消費型住宅用太陽光発電設備等は、各種法令等を遵守し、商用化され、導入実績があるものであること。エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。また、自作の設備、リース設備及び中古設備は、交付対象外とする。</p> <p>(2) 事業全体の費用効率性(交付の対象となる事業費を法定耐用年数の累計二酸化炭素削減量で除した値)が25万円/t-CO₂を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付の対象となる事業費から除外するものであること。</p> <p>(3) 法定耐用年数を経過するまでの間、自家消費型住宅用太陽光発電設備等の設置により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(太陽光発電設備)</p> <p>(1) 再エネ特措法に基づくFIT及びFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(2) 太陽光発電設備(自家消費型)で発電した電力量の30パーセント以上を、当該設備を設置した住宅の敷地内で自ら消費すること。</p> <p>(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに規定する接続供給(自己託送)を行わないものであること。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠し、次のaからhまでを全て遵守すること。</p> <p>a 周辺住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>b 関係法令の規定に従い、設計及び施工を行うこと。</p> <p>c 防災及び環境保全を考慮し、交付の対象となる設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>d 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。</p> <p>e 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、交付の対象となる設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存をすること。</p> <p>f 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>g 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者</p>

	<p>から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>h 交付の対象となる設備を処分する際は、この要綱及び関係法令の規定を遵守すること。</p> <p>(蓄電池)</p> <p>(1) 上記の太陽光発電設備(自家消費型)によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること(停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。)</p> <p>(2) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の蓄電システム登録制度に登録されていること。</p> <p>(3) 20kwh未満であること。</p> <p>(4) 日本電機工業会規格(JEM規格)で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムでないこと。</p>	
補助率	<p>(1) 太陽光発電設備： 7万円/kW (上限は、5kWとする。)</p> <p>(2) 蓄電池((1)の太陽光発電設備の附帯設備に限る。): 工事費込み・税抜き価格(但し、14.1万円/kWhを上限とする。)の1/3以内 (上限は、5kWとする。)</p>	<p>※太陽光パネルとパワーコンディショナー出力のうち、低い値(小数点以下切捨て)に乗じて算出する。</p> <p>※蓄電池の容量(kWh)は小数点第2位以下を切り捨てる。 ※1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。</p>

別表第2(第3条関係) 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	直接工事費	材料費	工事を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。ただし、適切な単価でないと判断する場合には、修正を求めるものとする。
		労務費	工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には、修正を求めるものとする。
		直接経費	工事を行うために直接必要とする経費のうち、次の費用をいう。 ①水道、光熱、電力料(工事を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)

			②機械経費(工事を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。))
	間接工事費	共通仮設費	工事を行うために直接必要な現場経費であつて、次の費用をいう。 ①工事を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設、現道補修等に要する費用
		現場管理費	工事を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
	測量及び試験費		工事を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。

- ※ 補助対象経費は工事を行うために必要な経費であることを証明できるものに限る。
- ※ 消費税及び地方消費税は、対象外とする。
- ※ 補助対象経費から、他に受ける補助金の交付(予定)額を除くこと。
- ※ 補助金の交付決定前に発注、契約又は支払をしたものに係る経費については、補助金の交付の対象とならないため、留意すること。

別表第3(第4条、第12条関係)

申請書に添付する市長が別に定める書類

関係条項	添付書類
第4条	(1)補助金交付要件に該当することを確認する誓約書(別添様式1) (2)収支予算書(別記) (3)高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書(別添様式2) (4)見積書及び見積内訳書の写し又は契約書(案)及び契約内訳書(案) (5)設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様が分かるもの(カタログ等の写し) (6)機器設置前の次のaからcまでの処理がされた現状写真 a 屋根等の形状と太陽光発電設備が設置されていないことが分かるように撮影された写真に、太陽光発電設備の設置予定図を上書きしたもの b 蓄電池設備の設置予定場所の写真に、配置予定図等を上書きしたもの c 建物の全景写真で、玄関の位置と蓄電池の設置予定場所の配置が分かるように撮影されたもの(Googleマップ等のweb上の写真は不可) (7)発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション等) (8)申請者の住民票の写し(発行後3月以内のもの。コピー不可)

	<p>(9)申請者の市税完納証明書又は市税の課税がない証明書(発行後3月以内のもの。コピー不可)</p> <p>(10)自家消費型住宅用太陽光発電設備等を設置する土地及び建物の全部事項証明書(発行後3月以内のもの。コピー不可) (新築住宅の場合は、土地又は建物の売買契約書(案)の写し等)</p> <p>(11)国の補助金を併用する場合にあっては、太陽光発電設備及び蓄電池について補助を受けていないことが確認できる書類(国の補助事業の交付決定通知書の写し等)</p>
第12条	<p>(1)収支決算書(別記)</p> <p>(2)高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入実績報告書(別添様式3)</p> <p>(3)自家消費型住宅用太陽光発電設備等の契約書及び契約内訳書の写し</p> <p>(4)自家消費型住宅用太陽光発電設備等に係る請求書及び領収書の写し</p> <p>(5)自家消費型住宅用太陽光発電設備等の保証書の写し</p> <p>(6)非FITで売電する小売電気事業者が発行する売電契約書 ※契約書がない場合は、関西電力送配電から工事会社宛てに通知される「工事情報の照会」でも可能とする。 ※売電しない場合は、逆流防止装置の設置が確認できる書類</p> <p>(7)補助の対象となる設備等の設置が確認できる次のaからeまでに該当する全ての写真 a 補助金の交付申請時に提出した機器設置前の現状写真とおおむね同じアングルとなるように撮影した建物の全景写真及び機器設置箇所等の写真 b 太陽光パネルの全ての枚数が分かるように撮影した写真 c 全ての太陽光パネルの製造番号が確認できる銘板等のカラー写真 ※太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表(型式名、製品番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの)又は製造業者が発行していない場合は参考様式の出力対比表に、梱包に同梱されている製造番号(バーコード)の写しを貼り付けたものでも可能とする。 d 蓄電システムの型式名、パッケージ型番及び製造番号が確認できる銘板等のカラー写真 e パワーコンディショナーの定格出力電力が分かる銘板等のカラー写真</p> <p>(8)兵庫県税納税証明書((3) 滞納の税額がないことの証明)</p> <p>(9)新築住宅に転居した場合にあっては、設備等の設置地への居住状況を示す住民票の写し(発行後3月以内のもの。コピー不可)</p> <p>(10)新築住宅の場合で、補助金の交付申請時に提出していない土地又は建物の全部事項証明書(発行後3月以内のもの。コピー不可)</p>